

「仙台市歩行喫煙等の防止に関する条例（仮称）」について

＜条例制定の背景＞

1 歩行喫煙を取り巻く現状

たばこの火の温度は 700～800 度と高温であり、また、たばこを持つ大人の手の高さは子どもの顔の高さに相当することから、歩きながらの喫煙（歩行喫煙）は人ごみの中など周囲の状況によっては、やけどを負わせたり、衣服等を焦がすなどの事故が生じかねない危険な行為です。

しかしながら、歩行喫煙や路上における喫煙を規制する法律はないため、たばこを吸う人と吸わない人のいずれもが安心して暮らせる環境づくりに向けて、各自治体の判断により独自の条例を策定したり、様々な啓発事業等を行うなどして、対策を講じている状況にあります。

2 本市の取り組み

（1）歩行喫煙防止の推進

人が多く集まる場所での歩行喫煙の火の危険性を市民に認識してもらい、歩行禁煙が市民のマナーとして定着することを目的に、市内中心部の人通りの多い通りを「歩行禁煙モデルストリート」（重点地区）として設定し、立看板や路面表示シールによる周知、および着ぐるみを着用したキャンペーンを実施するとともに、商店街による屋外放送等を行い、歩行喫煙防止を推進しています。

（2）経過

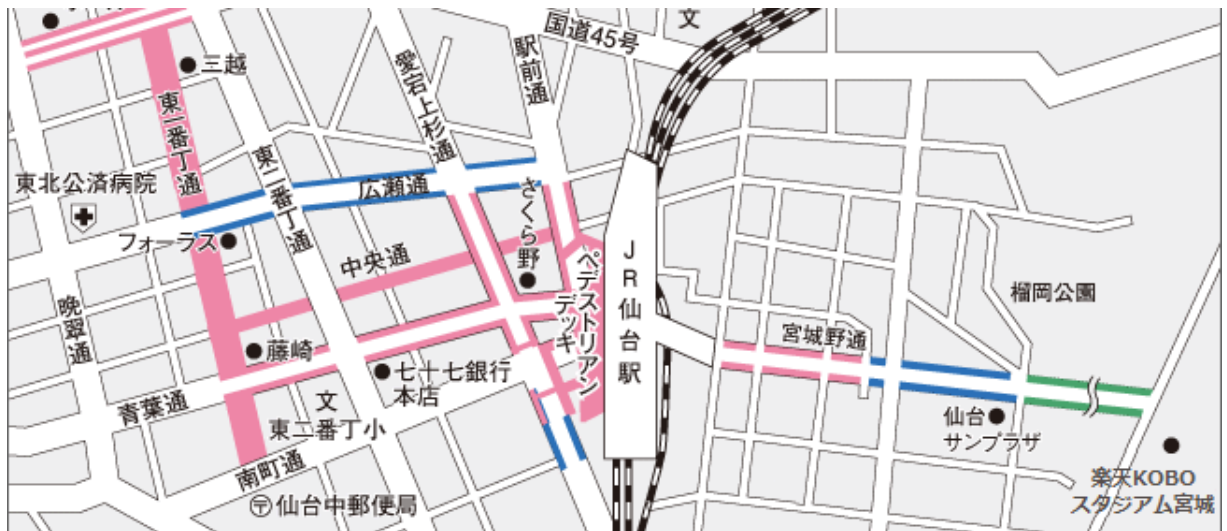
歩行喫煙の問題は、喫煙者にその危険性を十分認識してもらうことが基本であるため、「歩行禁煙モデルストリート」の実施前から横断幕やポスター掲示の他、光のページェントなど混雑が予想される時期において、プラカードや放送による呼びかけを行ってきました。

しかし、歩行喫煙者が中々減少しない状況があったことから、より一層市民ルールとして定着させる取り組みが必要であると判断し、平成 15 年 8 月 1 日に、定禅寺通、東一番丁通、中央通等市内中心部を「歩行禁煙モデルストリート」（当初 6 か所 3,450m）として設定し、歩行禁煙の呼びかけを行うこととしました。その後、9 か所 6,400m までモデルストリートを拡大し現在に至っています。

＜歩行禁煙モデルストリート（重点地区）＞

計 6,400m

(1) 仙台駅前ペDESTリアンデッキ	600m
(2) 中央通アーケード街（名掛丁・クリスロード・おおまち）	750m
(3) 東一番丁通（一番町四丁目・一番町一番街・サンモール一番町）	900m
(4) 青葉通（仙台駅前～東一番丁通交差点）	700m
(5) 定禅寺通（東二番丁通交差点～晩翠通交差点）	400m
(6) 愛宕上杉通（広瀬通交差点～南町通交差点）	350m
(7) 駅前通（広瀬通交差点～南町通交差点～柳町通交差点）	400m
(8) 広瀬通（駅前通交差点～東一番丁通交差点）	800m
(9) 宮城野通（東七番丁通交差点～県道荒浜原町線交差点）	1,500m



(3) 歩行喫煙の実態

①委託事業者による調査結果

◆ 平成 26 年度の調査結果

- ・ 調査日：平成 26 年 6 月 13 日（金曜日）
- ・ 調査地点：17 か所（中心部 15 か所、泉 1 か所、長町 1 か所）
- ・ 調査時間：8：00～9：00、17：00～18：00、18：00～19：00
- ・ 調査内容：通行量（大人および子ども）および歩行喫煙者数
- ・ 調査結果

調査時間帯	歩行喫煙者数	通行量	歩行喫煙率
8：00～9：00	25	33,261	0.08%
17：00～18：00	31	49,736	0.06%
18：00～19：00	23	54,545	0.04%
合計（3時間）	79	137,542	0.06%

（資料：市民局より）

◆ 調査結果の推移

調査年月日	調査時間帯	歩行喫煙者数	通行量	歩行喫煙率
25 年 6 月 7 日	8：00～9：00	34	32,755	0.10%
	17：00～18：00	38	48,242	0.08%
	18：00～19：00	25	52,565	0.05%
	合計（3時間）	97	133,562	0.07%
24 年 6 月 8 日	8：00～9：00	40	33,384	0.12%
	17：00～18：00	49	48,878	0.10%
	18：00～19：00	58	52,697	0.11%
	合計（3時間）	147	134,959	0.11%
22 年 6 月 11 日	8：00～9：00	86	34,487	0.25%

	17:00~18:00	82	51,056	0.16%
	18:00~19:00	72	55,542	0.13%
	合計(3時間)	240	141,085	0.17%
21年6月12日	8:00~9:00	109	34,462	0.32%
	17:00~18:00	78	50,103	0.16%
	18:00~19:00	86	54,618	0.16%
	合計(3時間)	273	139,183	0.20%

(資料：市民局より)

調査地点での歩行喫煙率は、毎年減少傾向にあり、平成26年6月の調査では、通行者数の0.06%となっています。

②職員による調査結果

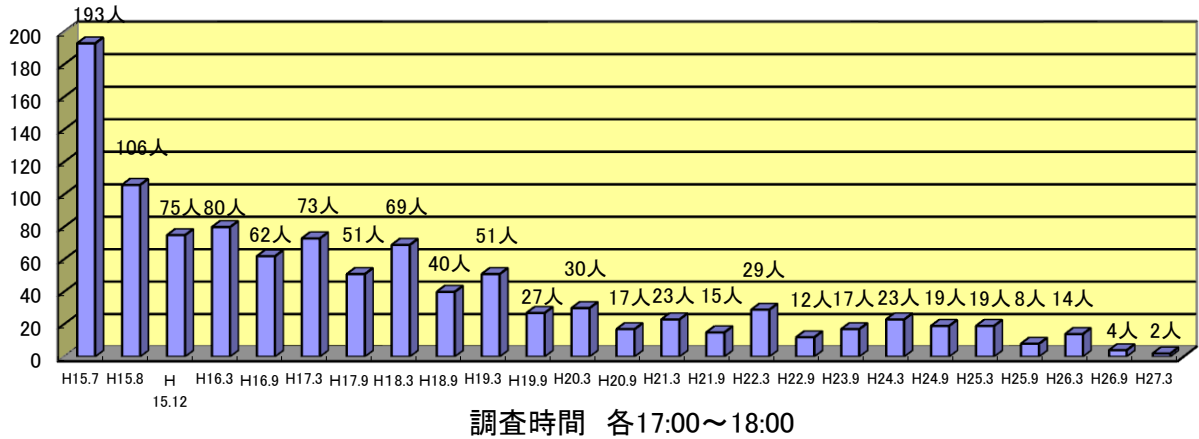
- 調査地点：5か所
一番町通1（三越前）、一番町通2（フォーラス前）、中央通1（一番町平和ビル前）、中央通2（常陽銀行前）、宮城野通（松栄不動産前）
- 調査時間帯：平日の17:00~18:00
- 調査内容：各地点の歩行喫煙者数を目視で計測
- 調査結果

単位 人

	平成15年		平成17年		平成19年		平成21年		平成22年		23年	平成24年		平成25年		平成26年	
	7月	8月	3月	9月	3月	9月	3月	9月	3月	9月	9月	3月	9月	3月	9月	3月	9月
一番町通1	44	28	24	10	8	5	4	2	13	4	1	2	2	1	2	2	3
一番町通2	49	22	18	15	13	5	8	3	8	4	10	9	9	6	1	5	0
中央通1	29	17	7	5	11	3	3	2	1	1	0	3	3	4	4	0	0
中央通2	39	17	17	5	1	2	1	3	2	1	2	7	2	2	1	0	1
宮城野通	32	22	7	16	18	12	7	5	5	2	4	2	3	6	0	7	0
合計	193	106	73	51	51	27	23	15	29	12	17	23	19	19	8	14	4

(資料：市民局より)

【モデルストリート内歩行喫煙者数】



(資料：市民局より)

③歩行喫煙等防止条例検討会議による調査結果

- ・調査日：平成27年1月24日（土曜日）、同月25日（日曜日）
- ・調査時間：13：00～15：00
- ・調査地点：歩行禁煙モデルストリート（定禅寺通から仙台駅東口まで）
- ・調査内容：歩行喫煙者数および路上喫煙者数を目視で計測、喫煙所の設置状況、看板等の展示状況等
- ・調査結果：「歩行禁煙モデルストリート」のうち、アーケード内においては歩行喫煙者および路上喫煙者はほとんど見られなかったものの、アーケード外においては若干数見られました。

3 課題

モデルストリート実施前（平成15年7月）のカウント調査では17時から18時までの1時間当たり193人であった歩行喫煙者が最近では数人～20人程度と1割程度に減少していることから、上記取り組みの効果は確実にあったものと考えられます。一方で、調査時間内にも少数ながら歩行喫煙者がいること、調査時間外においても一定数の歩行喫煙者が想定されること、市民からの苦情が一定数寄せられており、その中には深刻な事態につながりかねないものもあることなど、依然として歩行喫煙の解消には至っていない状況です。

また、本市が「杜の都」と称され年間多くの観光客が訪れる都市であることや、子育てしやすいまちを目指していることなど、本市を取り巻く環境を鑑みれば、歩行喫煙防止に向け、さらなる方策を検討しなければならない時期にあるものと考えます。

＜条例骨子案＞

（１）目的

歩行喫煙等の防止に関し、必要な事項を定めることにより、たばこの火によるやけどや衣服の損傷など、歩行喫煙等による被害が生じることを防ぎ、誰もが安心して暮らすことのできる生活環境の実現に寄与することを目的とします。

（２）用語の説明

条例で使用される用語のうち、明確にする必要があるものについて定義をします。

①歩行喫煙等

次のいずれかに該当する行為をいいます。

- ・道路等において、歩行中（自転車等で走行中である場合を含む。）に喫煙し、または火のついたたばこを所持する行為（以下で「歩行喫煙」という。）
 - ・道路等において、歩行中以外のときに喫煙し、または火のついたたばこを所持する行為のうち、たばこの火により、他人の身体または財産に被害を与えるおそれのある行為
- なお、後者にあたる行為としては、たとえば次のような行為を想定しています。

（例１）混雑が激しく立ち止まったままであってもたばこの火が周囲の人やその持ち物にあたってやけどなどを負わせる可能性が高い状況での喫煙

（例２）強風などにより、高温のたばこの灰が周囲の人々の身体や財産に飛散する可能性がある場合の喫煙

②自転車等

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車、同項 11 号の 2 に規定する自転車並びに同法第 3 条に規定する大型自動二輪車および普通自動二輪車をいいます。

③道路等

道路、公園、その他の屋外の公共の場所をいいます。

④市民等

市内に居住し、もしくは滞在し、または市内を通過する者をいいます。

⑤事業者

市内で事業活動を行う者をいいます。

（３）市の責務

市は、この条例の目的を達成するために、歩行喫煙等を防止するための施策を実施しなければならないことを明らかにします。

具体的には、歩行喫煙等の防止について市民等に対し啓発を行うなど、その効果を上げる施策に取り組むことなどが考えられます。

(4) 市民等の責務

市内に居住し、もしくは滞在し、または市内を通過する者は、歩行喫煙等をしないよう努力しなければならないことを定めます。

また、市民等は、歩行喫煙等を防止するために市が行う施策の実施に協力しなければならないことを明らかにします。

(5) 事業者の責務

事業者は、歩行喫煙等を防止するために市が行う施策の実施に協力しなければならないことを明らかにします。

(6) 連携

歩行喫煙等の防止については、市、市民等および事業者がそれぞれの責務を認識し、連携を図りながら取り組むことが、防止効果を上げることに繋がります。

このことから、この三者が連携して歩行喫煙等の防止に取り組むことを明らかにします。

(7) 重点地区

市長は、市民等の身体および財産の安全を確保するために、通行量が多い歩道など歩行喫煙による被害が発生するおそれが特に高い区域を、歩行喫煙の防止について重点的に取り組む地区（「重点地区」という。）として指定することができることとします。

また、市長が重点地区の指定をしようとするときは、その対象地区の町内会や商店会などの関係団体の意見を聴くとともに、警察や道路管理者などの関係機関との協議を行ったうえで指定を行うこととします。

なお、重点地区を指定したときは、指定する重点地区に関する事項を告示したうえで、市民等および事業者への周知を図るために必要な措置を講じることとします。

(8) 重点地区の指定の変更および解除

市長は、必要があるときは、重点地区の指定を変更し、または解除することができることを定めます。

また、市長が重点地区の指定を変更または解除をしようとするときは、その対象地区の関係団体の意見を聴くとともに、関係機関との協議を行うこととします。

なお、重点地区の指定を変更または解除したときは、指定の変更または解除に関する事項を告示したうえで、市民等および事業者への周知を図るために必要な措置を講じることとします。

(9) 重点地区における喫煙行為の制限

市民等は重点地区では歩行喫煙をしてはならない旨を定めます。

(10) 委任

この条例の施行に関して必要な事項を、市長が規則として定めます。